

情報通信審議会 情報通信政策部会

デジタル・コンテンツの流通の促進等に関する検討委員会 第53回 議事録

1 日時：平成21年5月26日（火）

2 場所：総務省 第一特別会議室

3 出席者（敬称略）

（1）委員（専門委員含む）

村井 純（主査）、浅野 睦八、雨宮 俊武、井川 泉、池田 朋之、石井
亮平、石橋 庸敏、伊能 美和子、植井 理行、大淵 哲也、華頂 尚隆、河
村 真紀子、佐藤 信彦、椎名 和夫、関 祥行、田胡 修一、田辺 俊行、
生野 秀年、福田 俊男、藤沢 秀一、堀 義貴、三尾 美枝子

（以上22名）

（2）オブザーバー

足立 康史（経済産業省）、岩浪 剛太（株式会社インフォシティ）、川瀬
真（文化庁）、吉川 治宏（三井物産株式会社）、菊池 尚人（慶應義塾大学
准教授）、中村 秀治（三菱総合研究所）、元橋 圭哉（日本放送協会）、山
崎 博司（社団法人日本音楽事業者協会）

（3）事務局

小笠原コンテンツ振興課長

（4）総務省

山川情報流通行政局長、戸塚政策統括官、阪本官房審議官、吉田放送政策課長、
吉田地上放送課長

4 議事

【村井主査】 それでは、ただいまから情報通信審議会デジタル・コンテンツの流通の促進等に関する検討委員会の53回の会合を開催いたします。

委員の皆様方、お忙しいところをお集まりいただきまして、どうもありがとうございます。

いつものようにご欠席の委員、ご出席のオブザーバーの方に関しましては、席上に配付させていただいた資料をご参照いただきたいと思います。

本日の議論は前々回、51回の委員会で皆様方にご議論いただきました意見を踏ま

え、エンフォースメントのあり方について技術検討ワーキンググループにおいて、更なる検討を進めさせていただいておりますので、ワーキンググループの主査を務めている私から検討経過、議論の現状をご報告し、その後皆さんに議論をしていただくという内容になります。よろしくお願いたします。

それでは、事務局より資料の確認をお願いいたします。

【小笠原コンテンツ振興課長】 はい。それでは、議事次第を取っていただいて、資料は「放送コンテンツ保護に係るエンフォースメントの在り方に関する検討状況」ということで、1ページから7ページまでのものです。資料はこの1点でございます。

【村井主査】 ありがとうございます。私から報告いたしますが、その前に事務局にお願いしたいのは、先日、情報通信政策部会があり、地デジ委員会の中問答申についての議論がありました。その時に今はいらっしゃいませんが、高橋委員より、本委員会の答申との関係はどういう関係かというご質問がありましたので、そのあたりの関係を明確にご説明いただけるとありがたいです。

【小笠原コンテンツ振興課長】 既に出されております、地上デジタル放送の推進に関する検討委員会が提出いたしました地上デジタル放送の推進に関する答申でございますが、あちらは諮問事項として地上デジタル放送全体の進め方ということでご検討を進められ、5月に第6次答申をいただいたということでございます。

しかしながら、コンテンツにかかわる課題につきましては、それとは別の諮問事項ということでございます。当然ながら放送分野と重なるところは多々ありまして、特にこのエンフォースメントの関わり方等については地上デジタル放送の円滑な移行という目的は同じくしているわけではありませんが、放送コンテンツを含めてコンテンツの製作・流通をどのように促進していくかということについては、地上デジタル放送という全体の進め方とは別の諮問事項ということでご検討いただいております。毎年この答申においても形の上でも別々の答申ということでちょうだいしております。今回その時期がちょっとずれましたので、若干、委員の方々にも混乱を与えてしまったようで、説明不足をお詫びいたします。

したがって、コンテンツ保護にかかわるこの答申につきましては、前回申し上げましたが、今しばらくこの委員会においてもご審議をいただき、毎年の例によれば、大体7月頃を目標として、中間の答申をいただくべく、ご検討いただいているということでございます。すいません、若干説明不足をお詫びいたします。

【村井主査】 ありがとうございます。更にわかりやすく申し上げますと、例年だと現在この委員会が答申を準備している時期に、部会で同時に連続して2つの中間答申案の報告をしておりました。しかし、今年は、地デジ委員会の懸案である2011年7月というデッドラインから逆算すると2年になりますので、地デジ委員会の方を全体的に早めたようです。つまり、私が両方の委員会の主査として、2つの使命を担っているわけですが、初めて別々のタイミングでの答申が出ます。従いまして、地デジの答申ができたときに、本日ここで検討していただいていることが含まれておらず、そのため、含まれていないというリアクションがありましたので、今、事務局よりご説明いただきました。

よろしいでしょうか、この件につきまして他にご意見ないでしょうか。ありがとうございます。変則でしたが、地デジ委員会との関係の確認のために最初にご説明いただきました。

位置づけが明確になりましたので、本委員会で進めるべき内容について、いつものスケジュールに則って中間答申へ向かって議論していただきたいと思います。それでは本日の技術検討ワーキンググループの検討状況をご説明させていただきます。まず、私が検討経緯をご説明させていただき、その後、資料をご覧くださいながら、全体的話を事務局からご説明いただくという運びで進めさせていただきます。

前々回、51回、技術検討ワーキンググループの検討報告を議論していただいた際に、委員の皆さまからこの親委員会で色々なご発言、ご意見をいただきました。どうもありがとうございます。新方式の早期取りまとめへの強い期待感をもって議論していただけたと思います。51回以降、この間に技術検討ワーキンググループを2回開催しました。前回もご説明しましたが、非常にきめ細かに皆様のご意見を踏まえ、検討を進めておりますので、前回いただいた意見の内容が新方式の早期取りまとめという期待感でしたので、それに対してどうお答えできるかを中心に検討しました。本日の報告において大変重要なところは、やはりこの地デジの円滑な移行を大きな目的としている点です。つまり、早期とりまとめの意義は地デジに移行する際、この新方式がどのように貢献できるかということとなります。それを前提としている点、それから、その新方式の早期導入に向けた必要性や基本的な考え方に関しましては、大体、関係者の中で確認をされています。

前回委員会でもご指摘いただきましたが、地上デジタル放送は大変多くの消費者の

方に大きな影響が生じます。従いまして、スケジュールやプロセスの透明性というものが大変重要となります。これも本委員会でもご指摘を繰り返しいただいていますし、基本的にはスケジュール感、検討のプロセスを明確にしていくことが大変重要だとの認識で検討して参りました。

新方式がどういうものかは前回ご報告した通りであり、大きな技術的な方向性があります。それに対する実現までのプロセスについて、2つの点を本日、ご説明させていただきます。

1つは導入までに関係者が実施しておくべきことは何であるかの整理を行いました。いわばT0 D0 リストと申しますか、何を解決すれば実現できるのかを明確にいたしました。

それから、実現までのプロセス上、やらなければいけない2つの大変重要なことがあります。1つはT0 D0 リストの相互関係の整理と、もうひとつはT0 D0 自体にどのような課題があるか、具体的にはどのくらいの時間とコストがT0 D0 を処理するのにかかるのかわからないと、プロセスを定義できません。具体的な検討に取りかかるためにはこのT0 D0 リストを明確にする必要があります。時間とコストの検討を開始しましたが、その前提になるT0 D0 リストをはっきりさせましたので、技術検討ワーキンググループにおいて整理された結果をご報告して、皆様の議論をお願いしたいと思います。

整理いたしますと、本日の位置づけは技術検討ワーキンググループにおける検討状況報告の第4回目となりまして、ワーキンググループとしての取りまとめ、ただし時間やコストの具体的な数字が出ているわけではありませんが、そうした今後の答申に関する項目、つまり、T0 D0 リスト、誰が何をやらなければいけないか、それらの前後関係や相互関係に何があるのか。などという項目に対して、ワーキンググループで一致してきた見解をご報告するというのが本日の趣旨です。本日、その報告を聞いていただき、ご検討、ご指摘の状況を踏まえて答申に向けてワーキンググループの議論を最終的な取りまとめに入れ込む作業に入るという計画です。よろしく申し上げます。

それでは、資料の説明を事務局からお願いいたします。

【小笠原コンテンツ振興課長】 それでは、前回お出ししました資料と比べて、追加されたところを中心にご説明いたします。まず、1ページの最初の2行でございますが、先生がおっしゃった皆さま方のコンセンサスというところについて、コンセンサスを

明記しておこうということでもあります。まず、地上デジタル放送の円滑な移行に向けてという目的のもとでは、利用者に対してB-CASに並ぶ新たな選択肢の拡大ということが望ましいと。そして、可能な限り早期に、新たな選択肢ということの具体化、そして、その導入を図る必要があると。これは概ね皆さんの間での、少なくとも技術ワーキングのメンバーの方々での間のコンセンサスであるということ。それはワーキングで再三先生から確認をいただいたところ、皆さんの基本的な相違はないということでありましたので、そのことを明記させていただきました。

早期の具体化、導入ということに向けて、基本的な考え方については前回と変わっておりません。まず、このB-CASに並ぶ新たな選択肢とは何かということですが、ソフトウェア方式等によってコンテンツ保護にかかわるルールを遵守する者すべてに対して、「コンテンツ保護に係る技術仕様」の開示を制限しないと。これを「いわゆるソフトウェア方式」とずっと呼んできたわけでありますけれども、それを検討する。それが新たに追加される選択肢の概要ということでもあります。

それから基幹放送という性質にかんがみて、善意の視聴者に影響を与えるような運用上のオペレーションを行わない。あるいは、コンテンツ保護の方式でありますから、鍵の発行を含むライセンスの発行・管理機関は当然必要になってくるわけですが、これについては組織運営上の透明性ということは非常に重要であるということ。

あるいは技術と契約ということでエンフォースメントしようとした場合、この契約の外にいる人たち、エンフォースメントで対応できない範囲でどう対処するか、これは当然問題になるわけであります。その契約に入らない人たちに対する制度的な対応についてどう検討していくかということについては、まずは技術と契約の範囲内でどう対処するかということを早期に明確化を図り、その後に新方式の運用開始までには適切な場で現行制度の実効性の検証を行った上で、補完的制度の要否を含めて検討を開始し、進める、といった基本的な考え方ということについては、前回と変わっておりません。

それから、2枚目でございますけれども、これもちょっと大きくは変わっておりませんが、2ページの「課題と技術WGの検討状況」というところは、若干あとの資料との相関関係を明らかにしております。まず、課題というところ、これまでの技術ワーキングで何を検討してきたかということについてですが、関係者間で目的やスキームに応じた技術方式のあり方、それから、関係者の役割分担や役割に応じた責任とい

うことについて検討してきたということでもあります。

それで、技術ワーキングでは、基本的な考え方は前ページに申し上げたとおりでありますけれども、さらに技術方式が前提としておくべき事項、あるいは関係者で契約を具体的に考えるときにそのあり方の前提としてお考えいただくべき事項について、3ページのところに整理いたしました。

それから、さらに今まで整理してきた3ページの事項に加えて、具体的に新方式を導入していくと考えた場合、まさに先生のおっしゃった To Do リスト、今後、さらに検討、整理すべき事項ということについて別添2、4ページに整理させていただいたということでもあります。3ページ、4ページが前回お出ししていなかった資料、口頭で若干申し上げたところを改めて紙にしているというものでございます。

それで、先生から To Do リストの事項の相互関係、リスト上で課題となっていることの説明を中心というお話がございましたので、4ページのところから説明をさせていただきます。

ちなみに4ページに掲げてあります、導入に向け必要と考えられる事項の、前後関係、相互関係を念頭に置いて記載したのが5ページでございますが、まずは4ページのところについて説明をさせていただきます。

技術ワーキングでは、コンテンツ保護の技術方式のあり方ということを検討してまいったわけですが、まず、既に整理された事項として、ここでは仕様開示方式、名前を変えて言えば、いわゆるソフトウェア方式等ということではありますが、その方式について最低限必要な要件は何かということについて、これは少なくともこの委員会で整理できる範囲においては、ほぼ整理し尽くしたということかと思えます。その結果が3ページに記載してございます。ただ、この要件は整理できたとしても、まずはそういった要件を踏まえて、その技術をどう運用していくかという具体的な技術方式及び運用規定の策定ということは、関係者間でやっていただく必要がございます。そして、この方式の議論をしていく際、透明性というキーワードが何度か出てまいりました。こういった具体的な技術方式、運用規定ということ策定していくに当たりまして、そのプロセスにどういうふうに透明性ということを確認していくかということ、これは技術方式及び運用規定を策定していくに当たって、関係者間の念頭にぜひ置いていただければと思う事項であるということでございます。

次に、コンテンツ保護の技術方式と並びまして、何度も話題に出てきましたライセ

ンスの発行・管理機関、具体的には暗号の鍵を管理し発行する機関が必要とされるわけではありますが、前回、この機関がどのような機能と役割を担うべきかということについては、次の6ページ、これは前回お出ししている資料でございますが、これもおおむね整理済みと言ってよいかと思えます。

ただ、導入に向けましては、そういった技術方式、運用規定を踏まえまして、具体的にこの機関がどういう設備をつくっていくべきなのか、当然ながら仕様書を策定し、設備が発注されていく必要がございます。それから、技術がどう運用されていくかということも踏まえまして、このライセンス発行・管理機関がどのような契約を結んでいくのかということについて、これも発行機関を設立される方々の間で当然ながら整理をしていただく必要がある事項でございます。

したがいまして、今申し上げましたとおり、技術方式や契約条件などについて委員会のできる範囲についてはおおむね整理されたということではありますが、さらにこれから先へ進んでいくに当たりましては、具体的な技術方式、運用規定をつくり、さらにライセンス発行機関が設立され、設立されたところが設備を発注し、あるいは自らが結ぶ契約条件というものを策定、整備していくといった作業が必要になるということでもあります。

ちなみに、今申し上げた技術方式や発行・管理機関ということが大体整えば、放送局の送信側の設備を変えていく、あるいは受信機を新たに開発していくということが目に見えてくるわけでありまして、そうなってくると、当然ながらその設備改修を行うためにはどういう条件が整うことが必要であって、放送局の送信機設備の改修を行っていく際にどれぐらいの時間、あるいはコストがかかるのか。あるいは受信機の開発が行われる場合、それが開発され、製造され、さらに市場に流通していくまでにはどれぐらいの時間やコストがかかるのかといったことが課題として具体的に見えてくるということでもあります。

これらの前後関係ということを書きましたのが5ページでありまして、今申し上げたことをかなり簡略化しておりますけれども、まずは、この技術ワーキングで整理いただいた技術、運用、契約といったことの前提条件は念頭に置いていただいた上、関係者がまず技術方式、運用規定の策定を行っていただく必要がございます。その後、その技術方式、運用規定を踏まえて、ライセンス発行・管理機関の設立に向けた準備が当然ながら行われ、その準備を経て、ライセンス発行・管理機関が関係者の方々に

よって設立をされると。この管理機関が設立されますと設備が整う。それから、この管理機関が結ぶ契約も具体化される。それを受けますと放送局の送信設備の改修や具体的な受信機の開発、製造ということが明確になる。その両者が整いますと運用開始というところにたどり着けるということになります。

しかしながら、先ほど先生がおっしゃったことの関係でいえば、技術方式、運用規定の策定作業について、当然ながら一定の時間は要するわけであります。しかしながら、時間やコストの圧縮については技術ワーキングでも検討の余地は残っているというところはあるかと思いまして、一から全く新しいものをつくるのか、あるいはある程度既存の資産があるのであれば、多少は技術方式、運用規定の策定の作業にかかる時間・コストを圧縮のしようがあるのではないか。それから、ライセンスの発行・管理機関の設立が仮にできたとして、放送局設備を改修するにせよ、受信機の開発・製造にかかるにせよ、これは時間が一定期間かかるということは当然でありますし、コストも伴うものであります。それをいかにして圧縮していくかという工夫と議論の余地はあるかと思いますけれども、そういった作業が間に挟まって初めて運用開始に至るということ、これは間違いないところかと思います。

今後の進め方として、いちばん右に書きました、新方式の早期運用開始というのは、先ほど先生もおっしゃったとおり、2011年7月24日と期日が定められた地上デジタル放送への移行の円滑化ということに、なるべく可能な限り貢献すべきだということについては、どなたもご異論がないと理解しておりますけれども、まずはその技術と契約によるエンフォースメントによって対処できる範囲の検討を進める、新方式の内容の早期明確化を図るということ、まずは技術方式、運用規定を具体化かつ確定するということが最初に来るということかと思います。その後、運用開始まで様々なステップがあるわけですが、その運用開始までに適切な場で、先ほど申し上げた、技術と契約のエンフォースメントに入らない者等への対応のあり方について、補完的制度の要否を含め、検討を開始し進めるといったプロセスが並行して動くというイメージかと思います。

今の4ページに示したことにつきまして、前後関係ということを上げれば、大体、こういったTo Doリストになるかと思います。

ただ、それぞれについて必ず時間、あるいはコストが伴うものでありますので、そこをいかに効率的にやっていくかということについて、技術ワーキングでまだ若干そ

の検討の余地は残っているところかと思われるところでございます。

ちなみに、この技術方式や運用規定の策定において、少なくともどういったことを最低限条件として念頭に置くべきかということについて、3ページに若干整理させていただきます。前回の委員会において口頭で申し上げたところではございますが、簡単にご紹介いたします。

新方式の技術的な前提条件というところでございますけれども、まず目的としているところが地上デジタル放送のコンテンツ保護のためのエンフォースメントであるというところ。当然ながら受信機ユーザーの利便性は確保されているということ。また、既に市場に出回っている受信機との互換性は当然ながら確保されるべきこと。それから、今のB-CAS方式とは独立された方式であること。つまり、選択肢の追加と申し上げましたが、B-CASとは独立した、選択肢として追加される方式であるということ。それから、6番目にありますとおり、これはなるべく早期に仕様の策定、あるいは送信機の改修、あるいは受信機の市場投入ができる、そういったことを可能とする簡便な運用ができる方式であるということ。セキュリティレベルについては、専門知識のある技術者であったとしても、相当な時間と労力を使わないと迂回・改ざんはできないといったこと。技術条件としては大体そのように整理されているというところでございます。

それから、契約というところにつきましては、先ほど申し上げた、ライセンサーは公平性・透明性が必要であろうということに加えまして、留意すべき事項としては、視聴者に悪影響を与える技術的な対処は難しいという前提で契約の内容は考えるべきであろうということや、あるいは善意のメーカーにとっていろいろな義務が過大とならないという配慮が必要であろうということで、例を挙げれば過失によって何らかの契約上定められた義務の違反状態が現出したとしても、そこは何らかの改善を行うように努力目標といったことにとどめるべきであって、いわゆる故意、わざと違反行為を行うという場合とは分けて考えるべきではないかと。そういった大枠でございますけれども、委員会で関係者が集まって前提条件としてコンセンサスを得ておく必要があるレベルとしては、大体このあたりのところまでではないかというところでおおむね整理がされているところでございます。

これまで技術ワーキングにおきまして、実際、新方式への早期に運用開始ということを目指して、何をTODDとしてやっていかなければならないか、そして、その前後

関係はどのようなものかということについては、5ページのところがございます。

そして、この運用開始というところが、できるだけ2011年7月24日の地上デジタル放送の移行に貢献することを前提として検討していくべきであろうということについても、おおむねコンセンサスは得られているということではないかと思えます。ただ、先ほど申し上げた項目ごとに、時間とコストはある程度要するということは見えていることでありまして、さらにそれをどう工夫していくか、どのように工夫して効率化していくか等々について、さらにご議論の残っているところがあるということでございます。簡単でございますが、事務局からは以上でございます。

【村井主査】 はい、ありがとうございます。

技術検討ワーキンググループの中で、かなり技術的にリアリティーのある議論をいたしまして、その検討の結果をできるだけわかりやすい形や表現を心がけた結果、ただいまご報告をした資料ができました。まだまだわかりにくい部分もあるかと思えますが、今、ご説明いただいたように To Do とか、この5ページの前後関係ですね。つまり、ライセンス発行・管理機能が決まったら送信と受信側の技術にかかり、その両方がそろったところではじめて運用ができるようになるという相互関係がありますので、運用開始の目標の日付があれば、そこから逆算して考えていかなければいけません。そのためのコスト見積もりや時間のエスティメーション、これも独立事象ではないとなっていますが、時間とコストをどのようにバランスをとっていくかも含めて検討を続けていける状況まで参りました。前回いただいた課題の整理という観点で、進捗があったと私は理解しております。しかしながら、今申し上げたようにいろいろな詰めをしていかななくてはなりません。前回の技術ワーキングからその検討に入っているだけでございますが、それも含めましてご報告いたしました。

中間答申という視点で申し上げますと、残された時間の中でできる限り技術ワーキンググループの中で話をしていくにあたって、本日いただくご意見が大変貴重になって参りますので、ぜひ活発なご意見を伺いたいと思えます。

私からの検討状況のご報告は以上です。皆様のご意見を伺ってまいります。よろしく願いいたします。

では、まず、河村委員、お願いいたします。

【河村委員】 辛口でいくべきか、すばらしいと言うべきか悩んでいて、何と申しましょるか、言葉だけ聞いていますと何も問題がないような感じがするので、そのとおりで

あるならば、「B-CAS」と並ぶ新たな選択肢を拡大することが望ましく可能な限り早期に選択肢の具体化とその導入を図る必要があるということはワーキングでコンセンサスがあって一致しているということですので、もうあとは前に進むしかないということになります。私から見ると何だかとても遅々としているんですが、そうではないと、前々回るときにととても大変なことをやっているとおっしゃってましたし、皆さん、やる気満々であるという表明をいただいて、私はとてもその言葉が耳に残っております。あとはもう4ページ、5ページあたりのTODDリストはできたけれども、スケジュールの時間が入れ込められてないところをやるということが残されているぐらいで、それを早くやってくださいというぐらいしか言いようがなんですが、でも、よく読みますと、4ページのあたりでちょっとひっかかったのが、一番上のブルーの箱の右側のところに、技術方式と運用規定を策定するの下の「透明性を確保した方式決定プロセスの検討」と書いてあって、決定プロセスの検討から入って何だか進んでないような気がします。決定するよりも前にプロセスの検討をするのかなと、ちょっとこの辺がわかりにくく感じました。

それで、とても率直な意見を言えば、皆さん、コンセンサスが得られているといっても、非常に喜ばしくこのことを受けとめている方とそうじゃない方がもしかしたらいるのかもしれませんが、この問題というのはしつこいようですけども、2011年に停波されると予定されているわけで、国民全員がテレビを買い換えなければいけないと。しかも、生活困窮者には税金を投入してまで普及を図る、そういうあまねく行きわたらなければいけないという事柄なんですよ。

ですから、どう考えても、税金を投入してまで普及させるようなものということは、通常の単なるマーケットの論理だけで進める事柄じゃないということが明らかなんだと思います。そもそも全員が2011年までに買わなければいけないようなものがすべてB-CAS方式でなければならないというような流れになっていたこと自体がとても問題だと私は思っておりますので、ぜひこのスケジュール感を早く時間を入れ込んで、いつまでに何ができるということを示していただいて、チューナーが配られる条件になっている生活保護の世帯ですとか、障害者がいる市町村民税非課税の世帯とかあるわけですけども、それと同じ生活レベルを保護を受けずに、全額免除の条件にもならず、同等かそれ以下の生活レベルで生活している方はたくさん日本にいらっしゃいますので、ぜひそういう方たちのためにも透明な決定、プロセスを経て、透

明な機関が管理する安価でたくさんの機能の選択肢、つまり、ごくシンプルなものも出せるようになる選択肢、それが早く世の中に出ていくことを望んでおります。

しつこくつけ加えさせていただければ、そもそも私はなぜ録画機を買うこともできない人が、録画に備えた著作権保護技術を担保するためにわずかであれ、たとえ安くなったとしても、コストを負担しなければいけないのか、そのこと自体ほんとうに間違っているとずっと思い続けているわけですけれども、それはその次の段階で言いつけたいと思いますが、とりあえずはB-CAS 1社が管理しているとか、これ以外の方式がつかれないというようなことを乗り越えて、次の段階に行くことを強く望んでおります。以上です。

【村井主査】 ありがとうございます。

それでは、技術ワーキンググループに参加していた方のご意見を後で伺うと思いますので、また後ほどご意見があったら伺うことにしたいと思います。

それでは、椎名委員、お願いいたします。

【椎名委員】 何かいつも同じような話を聞いているような気がして、今回は枚数も増えたし、きっと中身が変わっているんだろうなと思いながら拝見しているんですが……。前回の資料をきちんと覚えてないので、正確なところはわかりませんが、権利者としては、前々から再三申し上げているとおり、どのようなやり方を採用したとしても、コンテンツ保護についてはきちんとやっていただきたいと。とりわけコンテンツの不法な利用に対する事前の抑止策、それから、それに加えてその事後の不法利用に対する規制の厳格化とか、そういうものを含めてそのシステム全体として堅牢で実効性のあるものでなければならないというふうに思っています。

一方で、これも繰り返し申し上げてきているんですけども、ユーザーの利便性を少しでも向上させるべきということについては、立場は変わっておりませんので、きょうご説明いただいたプロセスについて、結論としては賛成でございます。

ただ、一言だけ申し上げるとすれば、ワーキンググループのご報告というのは、いつも村井先生からご報告いただいて、実際にどういう議論が行われているかというのはよくわからないんですが、少なくとも、このB-CASの改善というみんなの利益になること。少なくとも、システムのにもやややれてきてしまっていて、コンテンツ保護上も問題があって、経済的負担という面からいっても消費者的に問題があり、そういう問題が満載なものを改善するという、みんなの利益になることがなぜこうも

すっきり決まらないのかなという素朴な疑問を持たざるを得ません。

我々親会の委員のみならず、世間からもこの問題に一体いつまでかかっているんだと、それを指弾されるようなことがないように、そろそろさくさくと進めていただくべき潮どきに来ているんじゃないかなと思います。以上です。

【村井主査】 ありがとうございます。堀委員、お願いいたします。

【堀委員】 前も申し上げましたけど、技術のことは門外漢なので、どうしても文系の理論になっちゃうんですけども、今、椎名さんがおっしゃったことと僕が今まで言い続けてきた技術的に何とか権利の保護ができるんだったらやってもらうのは当たり前なんだと。その後、事後の罰則もこのまま違法ではなくても脱法が許されているような現状がある以上、法律上もそういう抑止と罰則の強化というのもパラレルでやってほしいということは一貫して申し上げていることであります。

便利になって選択肢が増えて安くなってということにもとより反対する理由も思い浮かばないわけですし、私どもとしてはそのコンテンツのこのデジタル化以降の権利の保護というのは国益に資することなんだということをかねがね言い続けておりますし、何とか技術でカバーできるものであればどんな方式でも特段、意見を言うような立場にはありませんのでお願いすると。

ネット時代ですからデジタル時代ですし、技術が100%だと思っておりますし、例えば、さっきこの地下の本屋で買ってきた『DVDコピー2009簡単無料でDVDビデオバックアップ』と、この地下に売っているんですね。これにはちゃんと複製禁止と書いてあるもの、コピー禁止と書いてあるものは複製不能と書いてあるはずですが、それは絶対コピーしてはいけないと言いながら、コピープロテクトの方式を全部解説して、市販のDVD一層型のビデオは、お笑いのビデオが多いとちゃんと『人志松本のすべらない話』のパッケージを入れて、この場合にはこういうやり方がいいよということを解説している本が10冊ぐらい下で売ってありましたので、興味のある方は……。

所詮、こんなもんなんだと、技術的なバックアップなんていうのは。決して、これは海賊業者が買う本ではなくて、どこの本屋にも売っている本でして、もう既にダビング10をプロテクト除去するやり方も解説している本も出ておりますし、この人たちは実は海賊業者さんも困っている状態で、パッケージを海賊版出してももう売れなくなっていると。ただで見せちゃう、その情報漏洩家という人がいるらしいです。そ

れとこの情報漏洩収集家という人がいると。これはもう利益を度外視して次々とネット上にアップしていくと。次々とそれを収集する人がいると。だから何か利益があるのかというところではなくて、海賊業者さんもこれは困っていると。じゃあ、海賊業者さんはそれで泣き寝入りするほどやさしくないの、海外サーバーに無料でコンテンツを見れるというサイトをオープンして、そこをクリックすると法外な請求書がメールで送られてくるというシステムに変わりつつあるんですね。

もうすべての人がこれにさらされているんだと。個々のコンピューターの中にあるウィニーのソフトでスクリーニングの調査を2万件ぐらいやると2,000人がウィニーを使って、そのうちの35%は映像アップしていると。罰則がなく技術的にも問題がなく、だれかから言われぬ限りはずっと使い続けるという人が1割いると。それで別に利益を得ているわけではないんですね。

そういうときによくコピーができて何がいけないんだとか、何でその保護技術を使うんだという話が出たときに、じゃあ、コンテンツサイドの逸失利益を出してくれとかよく言われんですけども、これもナンセンスでして、工業製品ではないので、逸失利益を出すということは文化、芸術、エンターテインメントでは無理だと。ゴッホの絵をつぶしちゃったからといって絵の具代と紙代だけでいいですという人はいないわけで、エンターテインメントソフトというのはそういうものなんだと。ですから、とりあえず事前でできることは、最大限努力して少しでも面倒くさくさせてやると。面倒くさくなった後、まだそれでもやるという人にはそれなりのお灸が据えられるようにするというのを広く一般の人にも理解してもらわないと、このイタチごっこはもう世界的な規模で延々とつながっていくと。

情報漏洩家の人たちが次々とユーチューブに上げれば、当然、そのユーチューブがもうかるだけであって、逸失利益があるわけでも、損害があるわけでもなくて、ただ、外国がもうかると。そうするとほんとうに空洞化してしまいますよということのためにもこういう保護技術であるとか罰則とかというのは必ずパラレルで必要なんだと。これはもう改めて最初のときから申し上げていることで、たまたまきょう下で買ってきちゃったものですから、こういうものを例に出して、より身近に感じていただきたいというふうに思います。以上です。

【村井主査】 ありがとうございます。それでは、藤沢さん、お願いいたします。

【藤沢委員】 今、出されていた意見に対して補足的なことを申し上げさせていただきます。

と思います。

この資料の1ページ目、あるいは3ページ目の整理事項に書いてありますが、まさに今おっしゃっていたようなコンテンツ保護をしっかりとやるということと、それから、ユーザーの利便性、あるいはいかに低コストにこういうものを実現していくかということというのは、残念ながら技術、契約のエンフォースメントでいくと、得てして相反する条件になるということがよくあります。

今回のこの取りまとめの特徴といたしましては、できる限りユーザーの利便性を損なわないようにする、あるいはメーカーさん等が受け入れやすくするという考え方で、技術、契約のエンフォースメントを考えるという前提に立った上で、この委員会の場でも委員の方々のご意見として、必ずしも技術と契約だけにとらわれることなく、制度的なところも合わせ技で考えていったらどうかというようなご意見がありましたけれども、まさに資料のこの1ページ目にありますように、その制度的なところも含めた形で、合わせ技で考えていくということによりよいものにしていくという考え方に立脚したものだというふうに考えています。

そういう考え方のもとで5ページにありますような手順で具体的に検討を進めていくということで、ほんとうにいいものができていくんじゃないかなと高い期待を持って、今後取り組んでいきたいと思っています。以上でございます。

【村井主査】 ありがとうございます。関委員、お願いいたします。

【関委員】 資料に関しては事細かにご説明していただきましたので、まさにこの5ページのプロセスに向かって、特に、下のほうの点線の中にもありますが、今、藤沢さんが言ったように、制度の合わせ技、補完的というふうに表現されていますけれども、その合わせ技で、何といても利便性とか、先ほど藤沢さんが技術で一生懸命いろいろと考えちゃうとどうしても相反する側面が出てくることでしたが、技術方式をずっとつづけてきた立場で言うと全くそのとおりだと思っておりますので、合わせ技でほんとうにバランスのとれた方式を検討しなくてはいけないかなと、検討していくべきだと考えております。

【村井主査】 ありがとうございます。田胡委員、お願いします。

【田胡委員】 技術検討ワーキングをずっとやってきたんですけれども、私の感覚では検討はもうほぼ終わったのではないかなという感覚を持っています。

河村委員がおっしゃるように、あとはもう具体的な民間での行動。例えば技術方式

の策定は可及的速やかに進められる段階まで来たのではないかなと思っています。受信機メーカーの立場からしますと、これはスクランブルを解く方式の新しい方式ですので、運用開始しないと、いわゆる受信機の販売はできません。5ページ目を見ていただきたいんですけども、運用開始とありますが、受信機の開発と製造は当然この前にやることはできますが、ただ、この段階ではいわゆる市販で発売はできません。発売したところで映らないというのは事実でございますので、したがって、この運用開始という、いわゆるダビング10のときのXデーのようなことにもなります。まさにこの運用開始日がいつになるのか、これが決まらない限り受信機の発売ができませんので、そういう観点から、おっしゃるようにスケジュール感が大変重要でありまして、ここをどういうふうに今後詰めて早期に運用を開始するのが今後の課題かなと。メーカーの立場からいたしますと、商品企画の自由度は向上し、かつ、いわゆる地デジの円滑な普及、選択肢の拡大を図ることができる新しい方式の早期運用を期待するというところでございます。以上です。

【村井主査】 はい、ありがとうございます。それでは、そのほかの委員の方のご発言…
…。岩浪さん、お願いいたします。

【岩浪オブザーバー】 前回までの経緯が少しわかっていないところがありますが、僕の感想を言いますと、前半の皆さんがおっしゃっていたように、ここに書かれているペーパーのお話自体はよいとはいえ、具体的なところが出てきてないという感想を同じように感じます。

それで技術検討のほうというのは、ほんとうにこれは大変な作業なんで、今、田村さんも大体完了したとおっしゃっておりましたので、大変なご苦労だったと思うんですけど、それでいても、具体的なところが出てこない、要らぬ腹を探られちゃうんじゃないかなと思ったりもしているんですね。

以前、僕は勝手に選択肢を出しちゃったらどうですかなんて軽々としたこと言ったんですが、そこまでいかない、100出せなんていう話じゃなくても、できるところまではもう出したほうがいいのかないかなということが1つです。

もう1つ、これは個人的な感想ですが、決めるところは決めるものの、民間の商品マターの部分がより多いほうが多様な製品や価格のものが多く出てくると思っていますので、僕はそういう部分は多いほうがいいと思っているんですが、それでもあんまり民民の話だと言って議論を引き取ってしまうと、本件テーマというのはもう

長年ここでずっと議論してきたことですから、やはりこの場にもある程度検討結果を示していただいて、できるところから着手して出してみたいな具体的な話が必要なのではないかと思います。以上です。

【村井主査】 ありがとうございます。その他、いかがでしょうか。浅野委員、お願いします。

【浅野委員】 きょうお話を聞いた印象では、随分進んだなと思いました。河村委員とはちょっと違う印象なのかもしれませんが、特に、5ページのところで、村井先生はTo Do リストとおっしゃいましたけれども、まさにこの新方式の導入について何をすべきかということと、どういうステップを踏んでその新方式の運用開始まで行き着くのかというのは、この資料で簡潔明瞭にまとめてもらっているんで、そのワーキンググループの関係者の皆さんの努力にまずは敬意を表したいと思います。

2つ、コメントしたいと思います。

1つは、この5ページの資料を見ていても、要はこの新方式の導入においては放送局側と端末メーカー側、各々関与しなきゃいけないということにおいては、この新しい技術方式を決める上においては、両者にとってもあまり過大な負担にならないような方式というものを、コスト面からも詰めてほしいと。

そのコストがあまりにも過大になりますと、回り回って結局は消費者の方に転嫁されてしまう、結局は消費者が負担しなくてはならなくなる、という観点から、コストという観点が非常に重要なので、やはりそのあたりもこれを検討していく上においては配慮すべきだということをご強調しておきたいということが1点。

それから、もう1つは、いつまでにという期限が入ってないTo Do リストというのはないんですね。だから、これはまだTo Do リストの半分ができていただけであると思います。少なくとも、運用開始ということに関しては目標時期を設定しなくてはいけないんじゃないかと。その目標時期に向かってどうすべきかということについて、ワーキンググループの関係者間において検討し、この運用開始日をいつにするかというようなことを決めていただきたい。

先ほどの事務局からの説明から、地デジの円滑な導入ということであれば、遅くとも2011年の7月24日以降ではないということはわかるけれども、それは遅くてもということだから、やはりこの時期をいつにするかということを決めていかないとTo Do リストにならない。

それからもう1つは、このようなことを進めていく上においては、最初のステップとなる技術方式・運用規定の策定といういちばん左側のところ、この7月の中間答申においては、最低限この第1ステップについてはいつまでにという期限について、関係者内での合意をとっていただきたいと。そうすればその次のステップへという形で進んでいくんじゃないかと。

つまり、最終目標時期はいつにして、それから遡ったとき最初のステップは最低限いつまでにというような時期を明記した形であれば、村井先生がおっしゃるようなTo Do リストになると思いますので、そのところについて、関係者のさらなる精力的なディスカッションをお願いしたいと思います。以上です。

【村井主査】 はい、ありがとうございます。その他いかがでしょうか。はい、どうぞ。

【三尾委員】 前々回初めてこの委員会に出させていただきますして、今回2回目なんですけれども、前は正直申しまして、何が問題なのかがよくわからなかったんですね。委員の方々の発言を聞いていても、奥歯にものが挟まったような印象を受けたんですが、私個人としては、目標としてもB-CASと並ぶ新たな方式を導入することで選択肢を増やすということ。地デジの開始に向けてやるということで、目的としても問題ないですし、発表内容についてももっともだと思わなかったのも、クエスチョンだらけだったのですが、今回、何回か技術ワーキンググループのほうで検討していただいて、さらにステップアップしたものとして資料を提示していただいたということですので、前々回の資料と今回どこが違うのか比較をしてみたんです。

私の印象では、資料1の最初の文章の「可能な限り早期に、」という点が入ったところと違っていて、あとは別添1と2-1、2-2がついたところが違う程度で、さほど大きな検討結果とは思えなかったというのが正直な感想です。別添2-2についても同じで、私が前々回いちばん関心を持ったのは、B-CAS社というのが1社で今までやってきたと。これは法律家的な考え方をすると、独占禁止法違反の疑いが濃いわけですね。端的に独占禁止法違反ということではないと思うんですけども、今度、B-CASと並ぶソフトウェア方式の会社が設立された場合も、やはり全体の中でソフトウェア方式では1社ということを考えますと、やはり同じような問題状況にあるわけですね。

そうすると何をいちばん検討しなければいけないかというと、契約の内容だと思うんですね。ラウンド条件と一般的に言いますけれども、適正な契約関係で市場を独占

しないような形態を持つことが最も求められるわけです。それは非常に重要であるということがまず1点。

さらにもっと重要なのは、この資料の2-2にある技術方式と運用規定の中身ですよ。きょうお話をお伺いしますと、中身はこれから策定するということなので、早くしないと間に合わないんじゃないかという素朴な感想があるわけなんです。

一方で、もう1つの関心事としては、何のためにこのコンテンツ保護をするのかというところ、そもそもの検討の目的だと思うんですね。椎名委員や堀委員がおっしゃっていたように違法コンテンツ、海賊版・模倣品というのは非常にはびこっているわけです。これがコンテンツ市場の流通促進を阻害し、市場全体の収益をむしばんでいるわけです。国際的にもそういう状態にあるわけです。それについていろいろな検討をほかの委員会でもしてきています。

ですけれども、例えばユーザーに対して意識調査をして、啓発活動をしようとしても、なかなか効果がもう出ないんですよ。若い世代はユーチューブを利用することに抵抗感もありませんし、むしろ当然だと思っている状況にあります。そこを180度変えるというのは非常に大変だと思うんですね。ですので、技術でプロテクトするというのは非常に有効な手段ですし、ある程度そこを高めていかないと、海賊版や模倣品は絶対に排除されないんじゃないかと思うんです。この委員会で検討されているようにコピープロテクトの技術というのは非常に重要で、絶対に軽視できないですし、業界全体の不利益にもなると思います。コンテンツを保護するためにきちんと技術でプロテクトをかけるということは非常に重視していただきたいと思います。

地デジ移行前の段階できちんとその設備、制度が整っていないとコンテンツホルダーだけではなく放送事業者も著作権者も含めて不安がいっぱいだと思うんですね。そのところは絶対忘れないでいただきたいです。

もし、事前にリスクが考えられるのであれば、現行ですと、不正競争防止法や著作権法で保護するということになると思うんですけれども、これは法制度で全部保護しようとしてもなかなか難しいです。

新法をつくるというのは大変時間がかかります。この委員会と同じぐらい大変かもしれないです。そうすると、どんどん違法なコンテンツが流れていってしまうところを止められなくなってしまう可能性がある。その危険性は非常に高いと思います。アナログ放送がなくなって地デジになってしまうわけですから、そのあたりのリスクは

今よりさらに増えるわけで、そうすると業界全体がマイナスになる可能性があります。

ですので、そこは十分に注意していただいて、技術である程度コピープロテクトをかけるという方向を推進していく必要があると思います。できるだけ早く推進をしていただきたいというのが私の正直な感想です。

【村井主査】 ありがとうございます。岩浪さん、もう一度。

【岩浪オブザーバー】 すみません、ちょっと追加で、先ほど堀さんがおもしろく解説していただいたんでその追加情報という話なんですけど、堀さんのお話は全くおっしゃるとおりですけど、ちょっとこれは違っていたら田胡さんでもだれでもご指摘いただきたいと思いますが、DVDは確かにおそらく10人いたら、今では、4、5人ぐらいの人がコピーできるのかなと僕は思っています。音楽CDはコピープロテクションがないので当然みんなコピーできますよね。

ただ、現在のデジタル放送でやっている例えばCPRMであるとかDTCPであるとかというのは、破られないと断言はできませんが、100人いてコピーできる人が1人いるかないかとか、そういうレベルではないかと思っています。もちろんこの後どうなるかはわかりませんが…。

いずれにしてもそういうことですので、少なくともデジタル放送はカジュアルに誰でもコピーできる状態ではないですよ、今。

このあたりの認識を間違えてしまうと、ちょっと議論が変になってしまうと思いますので、余計な話をしました。

【田胡委員】 大変難しい質問で、田辺さんとも今話したんですけれども、正確なことは言えないんですけれども、CPRMとかDTCPが破られたという話はあまり聞いてないです。もし、あれだったら代替的な技術保護手段を当然業界としても考えますし。

【岩浪オブザーバー】 ちょっと議論の流れを聞いていて誤解が生じていたみたいだったので情報をフォローしたみたいにつもりでした。

【村井主査】 今の技術的なセキュリティに関するレベルは、先ほど堀委員がおっしゃったように、技術検討委員会の中でも何度も議論を行いました。3ページ、別添1をご覧ください。この辺りの記述につきましては、左側、7番など言い回しが少し難しいというか、遠回しのように見えると思えます。また、今、三尾委員がおっしゃったような意味での技術をしっかりしようというレベルは担保されると思いますが、今の岩浪委員がおっしゃった何%という数字は、多分どなたもお答えになれないでしょう。し

かしながら、基本的にはしっかりとした技術はつくっておき、その技術に対して何か起こるかをきちんと把握し、それへの対応をできる限り行うこととなります。その中には、様々な他の方法もあるでしょうし、これも技術検討委員会で検討して参ります。もちろん技術ですので100%ということはありません。その上でスタートしていくということは、この委員会で何度も指摘されているように、大変重要であるという認識の中で整理や、岩浪委員のご指摘にあったようなバランス感、そういうあたりのことをリスペクトしながら、技術検討ワーキンググループの中でかなり議論がなされています。その中で議論されていること全部の現状や方法などをここですべてご報告をしていくのは難しいことですが、あくまでもご指摘の議論を踏まえた上で検討しているというご報告をさせていただきます。

【村井主査】 いいですか。では、福田さん、お願いします。

【福田委員】 若干の繰り返しになるかもしれませんが、放送事業者というのは、実は以前、選択肢を広げるために新しい方式をみずから放送事業者のほうで募集をしたことがあって、応募したメーカーさんもいらっしゃいます。

残念ながら、ひとり相撲に終わってしましまして挫折を味わったということで、この間、おそらく5年ぐらい、関委員とか藤沢委員を中心にメーカーさんともいろんな議論をしてきましたけれども、その部分がある意味では、先ほど小笠原課長が言われたような試算があるということに触れられているのかなという気はしております。そういう意味で選択肢を増やすことについては、我々は極めて賛成の立場でありますので、その確認をさせていただきたいと思います。

ひとり相撲に終わったというのは、募集をして自分たちで運用しようとしたというところにあるかと思いますが、今、出ておりますようにだれがどういう形で技術的な要件を募集するのか、あるいはだれがライセンス機関等を運用していくかということについては、非常に透明に公平性を持っていなければいけないということがありますので、過去の経験を踏まえますと、放送事業者単独でもろもろやるというのは、おそらくまた二の舞になってしまう可能性があるだろうと思っております。

ただ、その当時に比べますと、メーカーさんの発言でどうもメーカーさんの中に需要がありそうだということは少しずつ見えておりますので、そこら辺は協力をしていただけるのではないのかなというふうに思っております。

それからもう1つは、今、出ておりますけれども、ここの要件整理にしていきたい

ている中でもありますけれども、契約の中では情報漏洩のリスクがあるとか、あるいは技術的な対処は限定的であるといったようなことを既に書かれております。

その一方で、こうしたものが少し決まった中で現行の法制度を検証し、そのかわり必要な法制度をやっていこうということでは、どうも今、ご出席の委員の皆さんから見ると、それで不十分ではないのかというご指摘があらうかと思しますので、そこはやはりスタート時においては、セットになっていくというのが皆さん、納得感を得られるのではないかというふうに思います。

それからもう1つは、メーカーさんの開発と同時に我々放送事業者のほうも、民放ですと127の社がそれぞれ設備改修をしなければいけません。それはここに書かれております。それがどれぐらいの費用になるのか、あるいは今出ておりますようにどれぐらいの期限がかかるのかということもありますので、総合的に勘案した上で、そういう意味ではコストと効果と期限というものは私どものほうもなるべく早くということでもありますので、これを超えてしまうと効果が薄れてしまうということがないように気をつけて検討は進めていきたいというふうに思っておりますが、ここに踏み込んでいくということについては、まだ団体としては踏み込んでいきましょうというところについておりませんが、ワーキングを中心に議論に参加している以上は、そこは前向きに検討していかざるを得ないと受けとめます。

【村井主査】 ありがとうございます。

ここで私から、今、ご質問、ご意見があったところについて、技術検討ワーキンググループで話されたことを、もう少し触れさせていただきます。大体、参加されている委員の方からもフォローをしていただきましたが、ご質問いただいたことに関して、おおよそのところをカバーする努力をして参ります。

まず、河村委員より、4ページの部分について、今どき検討プロセスの検討をしているのかというご指摘がありました。もう一度3ページを見ていただけますでしょうか。この技術項目の上の部分は今、福田委員からご指摘があったように、蓄積もあります。要するに検討した過去があるわけです。そういう前提で、これらの方式に関する大体の技術的な検討は多分に終わっているとおっしゃいましたが、どういう技術がどのように利用できるかという面の検討は、かなり実態が伴っているとお考えいただいていると思います。

それでは、どうしてできないのかという話になるかと思いますが、先ほども浅野委

員から、時間も決まっていないのに To Do リストと呼ぶんじゃないというお叱りがありました。今回まさに、それをフィックスできる状況になったというご報告をさせていただきました。つまり技術の方式が決まったときに、先ほど三尾委員から、契約の件をお話ししていただきましたが、最後のディテールであるライセンスの機能、つまり、鍵がどのように、受信機との関係、メーカーの関係でやりとりされるか、送信側とやりとりされるかというスペックが決まらなると当然設計に入れませんし、発行機関の設立にもたどり着けません。

一方では、スペックに関して、先ほど福田委員にもご指摘いただきましたが、誰がどのような形で運営していくのかは、契約で決めることとなります。つまり、約束としてどのように決まるのかという話だと認識しております。

そうするとまずそこが決定すれば、今度は運用面の問題となります。つまり、どういう技術を使うかという話に関しては非常に実態があります。これをどのように運用していくかというのが、今後に向けてきちんと決まって、それは大枠で言うと、三尾委員のおっしゃった契約という約束事だと思いますが、一方、技術をどのように運用していくかは運用技術なので、我々は技術的なスペックであると考えています。

先ほどの河村委員のお話に戻りますと、時間とコストを勘案して、ライセンス機能のディテールにおける意思決定をしていく必要があります。その時にさっき福田委員がおっしゃったような形で、そのプロセスは今度は非常に透明で——以前がどうだったという話ではなく、今回、大変この親委員会が貴重だということが技術検討ワーキンググループで繰り返し議論されております。つまり意思決定をする際に、こういう約束であるという大枠をこのライセンス発行機関を中心に軸として決めるという部分について皆さんのご意見を伺えることが、比較的大きな根拠となります。

したがって、そういった要所については、それぞれについてバランスをとり、意思決定をきちんとご報告できて、本委員会の委員の皆さんに議論していただくという状況がありますので、技術検討ワーキンググループで進められるところはかなり進められるだろうと考えております。

方式決定プロセスの中には、コアの技術がどういう方式かということだけではなく、ライセンス発行機関が運用時にどういう役割をするかが、コストや時間との中でパラメーターとなり、それで決まっていくだろうということでございます。

今の浅野委員、三尾委員、河村委員のご指摘はごもっともであり、また、どうも進

んでいる感じがしないというご意見もまだございますが、この点までは、大体詰まったというあたりが今日の検討の報告の趣旨です。検討ワーキンググループの委員の方でもし補足がありましたらお願いいたします。大体、ご質問の中で私がメモしていたことにつきましては、簡単ではありますがお答えいたしました。

その他、何かございますでしょうか。はい。どうぞ。

【華頂委員】 三尾委員と岩浪委員の話、先ほど海賊版の話が出たんですけれども、ちょっと不安になったんですが、ダビング10というのはコピーコントロールですよね。アクセスコントロールではないですよね。ということはダビング10を回避した場合には明確な著作権法違反になるということですね。それで間違いないでしょうか。

【村井主査】 私が答える立場ではないと思いますが、専門家の皆さんがそうだとおっしゃっておられます。法的な解釈はそういうことです。その他何かございますか。

【三尾委員】 回避する方法でコピーのコントロールが条項に反するということになるかどうかは、具体的な事例によって違ってくるかなという気はするんですね。うまく違法にならないように回避する可能性はあるかなというふうには思います。

【華頂委員】 先ほどの堀委員のDVDの著作権保護技術の回避の本なんですけれども、ああいうものが出版されるのは、DVDはアクセスコントロールの回避なので著作権法違反には当たらないから、堂々と出版されているわけなんですけれども、これがコピーコントロールであれば、そういう本自体も発行できませんし、明確な著作権法違反になります。ですから、ダビング10はコピーコントロールだということを確認したかったということです。

【村井主査】 河村委員、どうぞ。

【河村委員】 こういうところに反応しないほうがいいというのはわかっているんですが、きょうは私、消費者代表ただ一人、高橋委員も長田委員もいらっしやらないし、消費者代表でここに出てきて、このままの議事録で終わるのは不十分だと思いますので、やはりもう一言申し上げておきたいと思います。

堀委員がおっしゃったこと、パッケージのメディアと基幹放送である無料放送のテレビの番組等を巧妙に堀委員らしく一緒くたにしておっしゃったというのが私はとても気になりました。やっぱりこの場は基幹放送の著作権法保護技術について話す場であるというふうに考えています。

お隣の三尾委員もいらっしやいますけれども、テレビの放送をプライベートに録画

することは何ら悪いことではございませんので、そのあたり今ここで話し合われている新たな選択肢を決めることも、著作権保護技術を導入して縛ることが大切だから言っているわけじゃないと、いつも心でじくじたる思いを感じながら申し上げています。

大多数の国民、もう全員に買わせるものですから、録画機を持っていない方も全部テレビを買い替えなければいけません。その方たちが巻き込まれることであるからこそ選択肢を増やし、シンプルなものを出せるようにし、安価なものを出せるようにしましょうということで申し上げています。そこを申し上げておかないと何かきょうは著作権保護技術絶対必要論みたいのと、パッケージメディアを複製して悪いことをしている人と、家庭内でプライベートに法的に許されている行為をして録画をしている人が何か巧妙にまざったお話になったのが大変気になりました。それだけ言わせてください。

それで本題に戻って、最後に一言言わせていただければ、田胡委員がおっしゃった何か運用を決めていただかないとどうかという一言が私はちょっとダビング10を始めるときの何かを思い出すようなものだったんですが、多分、そこに何か非常にキーがあるなというふうに私の直感に触れましたので、そのところ、あまり田胡委員からここが決まらないからできないとか、あれがどうだからできないというようなことがないような進め方をほかの当事者の方々を交えて進めていただけたら、きっと皆さんが望むような早い解決になるんじゃないかと思いました。

【田胡委員】 一言、言い訳をさせてください。

【村井主査】 いろいろご指名されたので、まず、田胡委員。

【田胡委員】 運用と言ったのは、運用規定と技術方式の運用の意味でありまして。運用が始まらないとモノは出せないというのはおわかりだと思うんですね。運用というのは、実際に放送が始まらないとモノが出せないというのは当然スクランブルが解けませんので、今はB-C-A-S方式しかないので、そういう意味では運用開始なんですけど、決まらないと困るというのは運用規定と技術方式の話をしています。舌足らずで申し訳ございませんが、そういう意味です。

【村井主査】 では、堀委員。

【堀委員】 私も舌足らずですみません。私は個人で楽しむ私的録画について、これは現行の法律で保護されておりますので、これに反対しているわけではないんです。ただし、現行の法律ではダビング10で録画したものに関していえば、例えば頒布権は与

えられていないわけです。このウィニーのソフトは違法だと僕は言っていないんです。脱法的な海賊的行為だと。ファイル交換ソフトにアップロードして、ここから自由にダウンロードができるというのは、現行の法律でどういうふうになっているのかわかりませんが、脱法的であるということがありますよと。これも複製に当たりませんかねということをお願いしたただけなんです。DVDに関しては完全に複製の話です。ですから、違法行為と脱法的行為がネット上では存在するんですよと、そこに逸失利益を求められても困るということだけを申し上げたんです。ですから、私的録画については全く触るつもりはありませんので、そこは舌足らずで申し訳ないです。

【村井主査】 椎名委員。

【椎名委員】 あと岩浪さんのおっしゃったことにひっかかっちゃったんですけど、DVDディクリプトという行為と地上デジタル放送のコピーというのは普及度が違うというふうな話で、パーセンテージを先生言ってくださいみたいな話だったと思うんですけど、地上放送に関してフリーオというのが出てきて、B-CASが穴になりましたというのがここでの出発点だったはずですよ。セキュリティ的に穴になってしまった問題について話し合おうという話だったと思うので、そこが全然問題ないかのような印象を受けるパーセンテージを持ちだすっているのも、そういう印象が議事録に残ってしまうとまずいなと思ったので、一言言わせていただきます。

【村井主査】 まず、元橋さん。先ほどからお待たせしてごめんなさい。

【元橋オブザーバー】 きょうは技術の話なのであまり発言しないでおこうかなと思ったのですが、今の皆さんのいろいろな応酬を聞いていて、特に河村さんのご意見でちょっと違うかなと思ったのであえて一言申します。

「巧妙に」という言い方をされましたけれども、まさに河村さん自身が巧妙に論理をすりかえていらっしゃると思うんです。私はこの会の議論というのは、地デジの円滑な普及というのが大前提、大きな目的であると思っているんですけど、その地デジの円滑な普及のためにコピーワンスからダビング10へという議論をずっとやってきたわけです。ダビング10ということについてはいろいろなご意見はあるでしょう。「そもそも10回なんか少なく過ぎる、もっと多くしろ」というご意見もあれば、「そんなの、多過ぎる」というのもあって、堀さんの「聞き置く」という名言がありましたけれども、皆さんいろいろな思いの中で「10」という合意ができたわけです。その、合意したルールをよりしっかりとしたものにするためにエン

フォースメントという議論をしているわけですから、全然、巧妙にすりかえているわけではなくて、真っ当な議論をしていると私は思っています。

それから、もう1つ言えば、地デジのコンテンツを守るということは、これも何度もコピーワンスからダビング10にいくときの議論の中で繰り返し、繰り返し言ってきましたが、放送局の番組というのは、その先につながる「コンテンツ立国」だとか、ずっと言われてきた「コンテンツ産業の振興」とか、皆さん、視聴者の方、消費者の方の利便性の向上とかにつながる、いわば映像コンテンツのオリジナルの部分です。そのオリジナルの部分で違法コンテンツを抑止するというのが、そもそもの議論の取っかかりだったわけですから、私的録画を制限しようとかという意図とは全く違って、私的録画の利便性をキープしつつ、そこから違法にコンテンツが流出していくことを抑止するためのいろいろな議論をしているわけです。そこはぜひ履き違えないでいただきたいと強く思います。

【村井主査】 岩浪オブザーバー。

【岩浪オブザーバー】 椎名さんからご指摘いただきましたが、僕が言いたかったのは、先ほどの議論では堀井さんのお話の流れを受けて、三尾委員の方で、僕の解釈ではあたかも現在のデジタル放送がカジュアルコピーできる状況にあるような感じでお話されていたように感じましたので、別にDVDもカジュアルコピーできる環境だとは言いませんが、いずれにせよ現在のデジタル放送はそういう状況にはないんじゃないかということをちょっと堀さんの情報にプラスしてお伝えしておこうと思った次第です。議論が少し違う方向に行きそうだったので。

【村井主査】 ありがとうございます。一応、私が申し上げたいこととしては、河村委員がさっきおっしゃったのは、議論のすりかえとかそのようなことではなく、ここの場はメーカーもいて、放送事業者もいて、権利者の方もいるというように色々な立場の人たちが参加し、そこで議論していくので大変重要なところであるということです。

先ほども申し上げた通り、これから方式を決めていく過程でもご意見を伺えますので、ダビング10の時もこの委員会から、それぞれのご意見を出していただいたので、とても率直でいい場所だったと思っております。

先ほどの河村委員のお話は、検討ワーキンググループの中では技術の話をし、運用のことも含めて議論していると思うけれども、議論の中ではいろいろな対立、いろいろ難しい問題があるのではないかということをおっしゃったのだと思います。直感的

にはある意味で正しいことです。そのような意見を頂くためにここで議論をしていただいていますし、あるいは技術検討ワーキンググループの中でもそういった確認のプロセスをつくった上でご報告しているので、しっかりと議論して、ご報告をし、皆さんのさらなるご意見を伺うために技術検討ワーキンググループでは議論しております。その報告の内容をまとめて、今日のような形で表現させていただき、ご意見を伺えたということだと思います。それから、もう1つ、華頂委員の先ほどの法律的な解釈についてどうするという結論を出すのはこの場ではありません。議事録などについては気をつけていただいて、この場にはいろいろな専門家の方がいらっしゃいますので、ご意見はいただけますが、法律的な答えを出すのはこの場ではないことをご理解いただければと思います。

それで、お預かりしている時間が来てしまいましたが、何かこれだけはこのご意見がございましたらいただきたいと思います。よろしいでしょうか。

それでは、どうもありがとうございました。議論としてはここまでにさせていただいて、今、議論していただいたコンテンツ保護に関する新方式ということで、冒頭申し上げましたように、地上デジタルの円滑な移行を実現する観点から可能な限り早期に導入すべきであると、委員の皆様の間でもコンセンサスを得られているということだと思います。

本日も導入に向けた期待感にもふれていただきましたし、検討グループの中での進め方にもご意見をいただきました。今日は作成途上のロードマップをお示しし、浅野委員がおっしゃったように、委員の皆さんからご指摘いただいたような意味での具体的なコストと時間をかんがみて、時期が決定されると思います。そうしたことを可能な限り埋めていくという検討ワーキンググループの中での組み立てができましたので、本日はそこに対する具体的な進捗の期待感をご指摘いただけたと理解しております。皆様のご意見を受けて、技術ワーキンググループでさらに具体的な作業を進め、引き続きワーキンググループのメンバーの皆様にはぜひ検討、ご協力をお願いいたします。

特に、本日の委員会で再び、期待感が示され、具体化できることをご報告でき、ご理解いただけたとしますので、その具体化そのものの作業に取りかかっていくということでワーキンググループの委員の方、特にご協力をお願いし、進めさせていただきたいと思います。

また皆さんいろいろお気づきの点、関連する重要な件もご議論いただきましたので、

そうしたことも含めましてご意見を事務局までお伝えください。

私から以上です。事務局から何かございますか。

【小笠原コンテンツ振興課長】 それでは、6月にはそろそろ取りまとめの骨子についてご議論いただかなければなりませんので、取引市場にかかわるもの、今回のエンフォースメントにかかわるもの、それぞれ少なくとも1回ずつ、6月には開催させていただきたいと思いますので、お忙しいところ、大変恐縮でございますが、引き続きよろしくお願いいたします。以上でございます。

【村井主査】 それでは、本日の会議を終了いたします。どうもありがとうございました。

以上